則を廃止する規則

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規

則

○福島県自然の家条例に基づく知事 ○技能労務職員の給与及び勤務時間 規則 等に関する規則の一部を改正する の権限を福島県教育委員会に委任 する規則の一部を改正する規則

○福島県国民宿舎翁島荘条例施行規 ○福島県現住人口調査規則の一部を 例施行規則の一部を改正する規則 改正する規則

○福島県職員の退職手当に関する条

訓

正する訓令

○職員の給料の特別調整額に関する 関する規程の一部を改正する訓令

○職員の給与の支給に関する規則の ○市町村立学校職員の給与の支給に 関する規則の一部を改正する規則 部を改正する規則

○福島県政策監会議規程の一部を改

規程の 一部を改正する訓令

福島県人事委員会

○職員の給与の支給に関する規則の

Ŧi.

則

規

ここに公布する。 改正する規則、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則、 査規則の一部を改正する規則及び福島県国民宿舎翁島荘条例施行規則を廃止する規則を 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県現住人口調 福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県規則第二十二号

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規

○職員の駐在及び駐在員の服務等に

部を改正する規則の一部を改正

福島県規則第二十四号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

0) 一部を次のように改正する。

別表の一の表第六号区分の項第四号を次のように改める。 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表口の適用を受け

第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、 別加算割合が百分の十であつたものの支給を受ける者」に改め、同項中第五号を削り、 別表の一の表第七号区分の項第四号中「三級」を「二級であつたもののうち職務段階 同表第八号区分の

ち職務段階別加算割合が百分の五であつたものの支給を受ける者であつたもの 分の五以上であつたものの支給を受ける者であつたもの又は二級であつたもののう ていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち職務段階別加算割合が百 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表□の適用を受け

別表の二の表第六号区分の項第三号を次のように改める。

別加算割合が百分の十であつたものの支給を受ける者」に改め、同項中第四号を削り、 別表の二の表第七号区分の項第三号中 | 三級 | を | 二級であつたもののうち職務段階 る職務の級が二級であつたもののうち知事の定めるもの又は三級であったもの 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属す

則の一部を改正する規則

八年福島県規則第九号)の一部を次のように改正する。 福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則(平成十

本則中「第八条第二項」を「第七条」に改める。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

総 務 課

福島県規則第二十三号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県規則第八十一

号) 第七条第一項第十号を削る。 の一部を次のように改正する。

この規則は、

平成二十一年四月一日から施行する。

人 事 課

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和二十八年福島県規則第八十六号)

級であったもの ていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち知事の定めるもの又は三

項第四号を次のように改める。

第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、 同表第八号区分の

項第三号を次のように改める。 ものの支給を受ける者であつたもの又は二級であつたもののうち職務段階別加算割 る職務の級が一級であつたもののうち職務段階別加算割合が百分の五以上であつた 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属す

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

合が百分の五であつたものの支給を受ける者であつたもの

2 は、 日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当について 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の なお従前の例による。

(職員厚生課)

る

福島県規則第二十五号

福島県現住人口調査規則の一部を改正する規則

正する。 福島県現住人口調査規則(平成十二年福島県規則第六十二号) の一部を次のように改

第八条中「第十条」を「第十二条」に改める

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(統計分析課)

福島県規則第二十六号

福

福島県国民宿舎翁島荘条例施行規則を廃止する規則

福島県国民宿舎翁島荘条例施行規則 (昭和五十四年福島県規則第六十三号) は、 廃止

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則

(観光交流課

訓

平成21年3月27日 金曜日

令

福島県訓令第五号

福島県政策監会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

福島県政策監会議規程の一部を改正する訓令

福島県知事 佐 藤 雄

平

出本

先 庁

機機

関関

る。

一条及び第四条第二項中「知事公室長」を「直轄理事」に改める。

福島県政策監会議規程(平成十五年福島県訓令第十六号)の一部を次のように改正す

この訓令は、 **附** 則 、平成二十一年四月一日から施行する

広

報

課

福島県訓令第六号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め 出本 先 庁 機機 関関

平成二十一年三月二十七日

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 福島県知事 佐

藤

雄

平

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号) 一部を次のように改正する。

別表新たな事業の創出の促進に関する業務に従事する職員の項を削る

0)

この訓令は、 平成二十一年四月一日から施行する。

福島県訓令第七号

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十一年三月二十七日 労働委員会事務局

出本

先 庁

機

関関

(行政経営課)

福島県知事 佐 藤 雄 平

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

を次のように改正する。 職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県訓令第二十九号)の一部

別表中「東京事務所長」を ハイテクプラザ所長」に、「郡山高等技術専門校長」を「東京事務所長

合センター農業短期大学校長」に、 「テクノアカデミー郡山校長」に、 「農業総合センター農業短期大学校長 林業研究センター所長 を「農業総

「障がい者総合福祉センター所長 喜多方しののめ荘園長 を「障がい者総合福祉センター所長」に、「女性の 企業誘致担当参事」を「企業誘致担当課長」に、

$\overline{\overline{\bigcirc}}$	九、	一七、	一六、	五、	三			九、	八、	六、	五,	四	<u>-</u> ;
六〇〇円	一〇〇円	九〇〇円	五〇〇円	一〇〇円	七〇〇円	四〇〇円	000円	六〇〇円	一〇〇円	九〇〇円	五〇〇円	一〇〇円	七〇〇円
$\overline{\circ}$	九、	九、	八、	t	六、	六、	五,	四、	四、	=,		<u> </u>	
〇、三〇〇円	六〇〇円	000円	三〇〇円	六〇〇円	九〇〇円	一〇〇円	五〇〇円	八〇〇円	一〇〇円	五〇〇円	八〇〇円	一〇〇円	000円

三〇〇円	四九、
四〇〇円	四六、
五〇〇円	四三、
六〇〇円	四〇、

三七、七〇〇円

しののめ荘の項を削り、	える。
二六、八〇〇円	五三、五〇〇円
三五、二〇〇円	五〇、三〇〇円
二三、六〇〇円	四七、二〇〇円
二二、〇〇〇円	四四、〇〇〇円
二〇、五〇〇円	四〇、九〇〇円
一九、四〇〇円	三八、七〇〇円
一八、一〇〇円	三六、二〇〇円
一六、七〇〇円	三三、四〇〇円
一五、三〇〇円	三〇、五〇〇円
一三、八〇〇円	二七、五〇〇円
三、 〇〇円	二六、一〇〇円
11、圓〇〇巴	二回、七〇〇円
一一、七〇〇円	11日、国〇〇日
一一、〇〇〇円	111、000円

える。 別表第一喜多方しののめ荘の項を削り、同表環境医学研究所の項の次に次のように加

課 長 別 え に 第	家畜保健衛生所
改 二 め 知 事 同 の	生所
同部出先機関の項中 「保健福祉事務所部長 を除く。) を除く。) を除く。) を除く。) を除く。) を除く。)	家畜の衛生、防疫又は病性鑑定を直接行う業務に従事す
部 担	

に改める。

ように加える。

自然の家

に、 等技術専門校副校長」 等技術専門校長 「障がい者総合福祉センター次長 喜多方しののめ荘次長 喜多方しののめ荘園長 を 「テクノアカデミー郡山校長 高等技術専門校長 テクノアカデミー郡山副校長 を「障がい者総合福祉センター次長」に、 に改め、 同表教育庁の部本庁

高高

高等技術専門校副校長

ハイテクプラザ所長

の項中「政策監」 育機関の部教育センターの項中 政策監] に改め、 「次長」を「次長 同表教育委員会の所管に属する学校その他の教 に改め、 同部博物館の項の次に次の

部長」

次 所長

別表第三備考以外の部分を次のように改める

		,	,	
	302,700	361,500	406,500	16年以上17年未満
	306,000	365,500	410,900	15年以上16年未満
	306,000	365,500	410,900	14年以上15年未満
	306,000	365,500	410,900	13年以上14年未満
	306,000	365,500	410,900	12年以上13年未満
	306,000	365,500	410,900	11年以上12年未満
	306,000	365,500	410,900	10年以上11年未満
	306,000	365,500	410,900	9年以上10年未満
	306,000	365,500	410,900	8年以上9年未満
	306,000	365,500	410,900	7年以上8年未満
	306,000	365,500	410,900	6年以上7年未満
	306,000	365,500	410,900	5年以上6年未満
500	306,000	365,500	410,900	4年以上5年未満
1,000	306,000	365,500	410,900	3年以上4年未満
1,500	306,000	365,500	410,900	2年以上3年未満
2,000	306,000	365,500	410,900	1年以上2年未満
2,500	306,000	365,500	410,900	1年未満
	迅	迅	迅	
7 好帳	3 種	2 種	1 種	期間の区分
の点離品	, min	垣職員	_	類点の区分

133,700	157,500	177,500	30年以上31年未満
115,500	135,600	152,700	31年以上32年未満
97,700	114,000	128,200	32年以上33年未満
71,700	82,200	90,200	33年以上34年未満
47,500	52,500	55,000	34年以上35年未満
203,400	240,600	269,400	26年以上27年未満
186,400	220,300	247,200	27年以上28年未満
169,200	200,000	224,900	28年以上29年未満
151,600	179,300	202,200	29年以上30年未満
261,800	311,600	349,900	22年以上23年未満
248,400	295,000	330,700	23年以上24年未満
234,600	278,100	311,400	24年以上25年未満
221,000	261,300	292,000	25年以上26年未満
299,400	357,500	402,100	17年以上18年未満
296,100	353,500	397,700	18年以上19年未満
292,800	349,500	393,300	19年以上20年未満
289,500	345,500	388,900	20年以上21年未満
275,800	328,700	369,600	21年以上22年未満

別表第四東京都のうち特別区の項中「百分の十六」を「百分の十七」に改め、 同表大

阪府のうち大阪市の項中「百分の十三」を「百分の十四」に改める。

別表第八の三中「福島県県中流域下水道建設事務所」を 「福島県県中流域下水道建設 福島県郡山自然の家

事務所

に改める。 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十一年三月二十七日

(採用給与課)

福島県人事委員会

委員長 新 城 希 子

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 (昭和三十五年福島県人事委員会規則第

級 別

八号)の一部を次のように改正する。

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則

福島県人事委員会規則第八号

 \neg

再生紙を		める。 古殿町学校給食共同調理場 を「古殿町立古殿中学校」に改別表第三石川郡の項中 古殿町立古殿中学校 を「古殿町立古殿中学校」に改める。 「金山町立第一中学校」を「金山町立金山中学校」に改める。	
使用しています	この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。 (採用給与課) 下、具	平 21	
		小学校上染屋分校を「福島市立茂庭小学校」に、 喜多方市 喜多方市立山都第小学校上染屋分校 を「福島市立茂庭小学校」に、 喜多方市 須賀川市立大東小須賀川市 須賀川市立東山小	_
【定価 1箇月	(1995年) (199		
3,390円】 発行	(採用給与課) 白河南部中学校」を「白河市立白河南中学校」に改める部分は、公布の日から施行する。 本中学校 に改める部分及び別表第四の五の改正規定中「白河市立本小学校	中立大久保小学校	
行者 福	岩瀬郡 天栄村立湯本小学校 田村市 田村市立大久保小学校 田村市 田村市立大久保小学校 岩瀬郡 天栄村立湯 大栄村立湯 大栄村立湯	5 18 18 18 18 18 18 18	
	「 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一	6 別表第二中 郡 市 別 へき地学校等の名称 区 分 を	